

平成21年度 戦略的国際科学技術協力推進事業

日米研究交流に関わる「高度化センサー技術」及び

「ロボティクス」における課題の提案について（募集）

I 概要

当機構では、政府間合意等に基づく重要課題に関する戦略的な国際科学技術協力を推進するため、共同研究、研究集会開催の方法を有機的に組み合わせて実施することにより国際研究交流の促進を図ることを目的とした、戦略的国際科学技術協力推進事業を実施しています。

平成15年度に、相手国・実施分野としてアメリカ合衆国（米国）と「安全・安心な社会に資するための科学技術」の分野につき協力を実施すると文部科学省の通知を受け、米国側と協議を重ねた後、平成16年度より「安全・安心な社会に資するための科学技術」に係わる分野に関する研究交流を5年に亘り実施しています。

1. 研究領域

平成21年度は、「安全・安心な社会に資するための科学技術」の一分野である「高度化センサー技術」及び「ロボット研究」又は「ロボット学に関する研究」といった「ロボティクス」技術全般に関する日米研究交流の具体的な課題の提案を募集します。今年で「高度化センサー技術」は3回目、「ロボティクス」は2回目の募集になります。

「高度化センサー技術」では、平和利用に限定した

- ① 安全・安心な社会のためのセンサー技術並びにセンサー利用システムの研究（ビル建造物、道路や橋梁等の施設の地震や自然災害対応、他）
- ② 生活の質の向上を目指したセンサー技術並びにセンサー利用システムの研究（老人や身障者の介護支援機器・リハビリテーション支援、他）
- ③ ①及び②のためのセンサー・ネットワーク

に関する研究課題が考えられます。

「ロボティクス」技術では、次のような研究課題が考えられます。

④ 社会ロボット学の研究

(社会の各種場面(公共施設、教育現場、家庭など)におけるロボットと人との関わりに関する基本問題とその解決方法(異文化間での比較等)についての研究、等が含まれます。)

⑤ 災害対応と救助ロボットの研究

(安全安心のための災害対応技術、移動能力/認識能力/通信能力/ヒューマンインタフェース等の固有技術、標準や共通プラットフォームの研究開発、等が含まれます。)

⑥ 医療・リハビリロボットの研究

(医療ロボットの高効率化・小型化技術、ヒューマンインタフェース技術、脳・身体およびその相互作用のモデル化技術、日常動作の支援技術、等が含まれます。)

2. 応募資格

JSTへの応募資格は、日本国内の大学、研究機関、企業等に所属する研究者であることが必要です。

但し、相手の米国側研究者が、以下の条件を満たしていることが必要です。

<高度化センサー技術>の提案では、

- ① 既に全米科学財団(NSF)の Division of Civil, Mechanical and Manufacturing Innovation in the Directorate for Engineering (ENG/CMMI)の助成金を受けていること。
- ② または2009年9月にNSFの Division of Civil, Mechanical and Manufacturing Innovation (CMMI)が予定している Window for Unsolicited Proposals にプロポーザルを提出すること。
(ご質問のある米国研究者は、Dr. Shih-Chi Liu (sliu@nsf.gov)にお問い合わせ下さい)
- ③ 2009年9月〆切のNSF Office of International Science & Engineering (OISE)プログラムにプロポーザルを提出すること。
(ご質問のある米国側研究者は、NSF.OISEプログラム・マネジャーの Ms. Anne Emig(aemig@nsf.gov)にお問い合わせ下さい。)

<ロボティクス>の提案では、

- ① 既に全米科学財団(NSF)の Division of Information and Intelligent

Systems in the Directorate for Computer and Information Science & Engineering (CISE/IIS) の助成金を受けていること。

- ② NSF の CISE/IIS 以外の部局から、ロボティクス関連の助成金を受けていること。
- ③ NSF の CISE/IIS 局に Robust Intelligence (RI) 又は Human-centered computing (HCC) に関する中規模な提案書を 2009 年 8 月 30 日までに提出すること。(ご質問のある米国研究者は、Dr. Paul Oh (poh@nsf.gov) にお問い合わせ下さい)
- ④ 2009 年 9 月 30 日の Office of International Science & Engineering (OISE) プログラムに課題提案を提出すること。
(ご質問のある米国側研究者は、NSF.OISE プログラム・マネジャーの Ms. Anne Emig (aemig@nsf.gov) にお問い合わせ下さい。)

従って、米国側研究者が NSF から助成金を受けていない場合、または 2009 年に NSF に課題提案を提出しない場合は、日本側研究者からの応募を受け付けることができませんので、ご注意ください。

なお、全米科学財団 (NSF) 全般に関するお問い合わせは、NSF 東京事務所 (TEL:03-3224-5504, Email: nsftokyo@nsf.gov) にお願ひします。

3. 支援の概要

JST と NSF は、研究者同士の相互訪問やシンポジウム・セミナー等を含んだ研究交流プロジェクトを支援します。

JST は日本側研究者を、NSF は米国側研究者を支援します。

II 申請書類の作成・提出

下記の様式に従い、日本語版と英語版を提出してください。

様式には、以下のような内容を簡潔に記載してください。

- ・ どのように共同研究を遂行するのか？ 日本側研究者、米国側研究者それぞれの役割分担
- ・ 期待される科学的な成果と産業界や社会への関連性
- ・ 現在の研究活動や日本と米国の研究チームの特筆すべき長所
- ・ 能力、技術力、資源の相互補完の方法も含めて、共同研究により期待で

きる付加的な価値

- ・ 長期的な日米研究交流の強化のために期待できること
- ・ 当該共同研究提案と他の同様な国際協力活動との比較

1. 申請書類の様式

下記様式の日本語版（J）と英語版（E）様式を用意しています。

Form-1J/E	申請概要（研究課題名、研究代表者、研究期間）
Form-2J/E	申請の要旨
Form-3J/E	研究代表者情報（経歴（※））
Form-4J/E	日本及び米国の研究交流者一覧
Form-5J/E	研究交流の概要－6 ページ以内－
Form-6J/E	研究交流計画－3 ページ以内－
Form-7 E	日本側代表研究者の最近5年間の論文他
Form-8 E	米国側研究者の最近5年間の論文他
Form-9 J	年度毎の経費計画

（※）経歴には、教育、研究、所属学会等の基本情報を含めてください。

2. 申請書類の作成

上記1項の日本版と英語版の全様式の申請書類に必要事項を記入してください。

3. 申請書類の提出

日本側研究者は、府省共通研究開発管理システムを通じて、
平成21年9月30日（水）午後5時までに申請してください。

府省共通研究開発管理システム（<http://www.e-rad.go.jp/index.html>）

I I I 支援の内容

1. 一課題当たりの予算規模

研究交流の内容により予算は異なりますが、3年総額で1千5百万円程度を上限とします。（毎年一定額でないご提案も可能です。）

本事業予算の関係上、毎年額については調整させていただく場合があります。

す。

なお、設備備品費に関しましては、原則として、初年度（平成21年度）のみ支援致しますので、ご注意ください。

2. 期間

研究交流開始から正味3年間を最長とします。

本年度は、ご提案の研究交流の支援開始を1月頃からと想定しています。

なお、効果的な交流に資するため、当該研究交流の支援期間は、米国側研究者がNSFより支援を受けている期間により、調整させていただく場合があります。

3. 具体的な支援の内容

支援は、研究基盤が既に整備されている上で、国際研究交流にかかわる追加的な経費を対象としています。

3.1 契約

支援の実施にあたり、JSTは大学・公的研究機関等（以下「大学等」という。）と委託研究契約を締結することを原則としています。

委託研究契約は研究交流期間内で年度毎に締結します。

契約締結に当たっては、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提にしていますので、大学等の担当部署とよくご相談ください。

また、具体的な研究交流を実施する際に共同研究契約等が必要な場合は、日米の大学等間で契約をしていただきます。

本事業により生じた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、契約により産業技術力強化法第19条（日本版バイドール法）、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条を適用し、研究代表者の所属する大学等に帰属させることが可能です。なお、問題を生じないように、知的財産権の帰属について米国の共同研究者・研究機関と充分協議しておいて下さい。

3.2 支出費目

本事業において、日本側研究者に係わる費用はJSTが支援し、米国側研究者に係わる費用はNSFが支援することになっています。

支援費は、研究交流費と試験研究費で構成されています。本事業の主旨から研

究交流が充分実施できるように計画してください。

(1) 研究交流費

① 旅費

旅費等は、原則として研究代表者の所属する大学等の規定を準用して下さい。

a. 日本側研究者に係わる費用

(ア) 外国旅費

米国で実施する研究交流に参加するための外国旅費を申請して下さい。

○ 渡航費（可能な範囲の低廉航空費）＋滞在費

(イ) 国内旅費

○ 研究交流のための国内旅費

（ex. 日本におけるシンポジウム出席のための旅費）

b. 米国側研究者に係わる費用

本事業では基本的には日本側では米国側研究者を支援せず米国側にて支援することとしています。従って、本費用の申請はできません。

② シンポジウム・セミナー開催費

シンポジウムやセミナー開催に係る以下の経費を対象としています。

シンポジウム／セミナー用消耗品、印刷製本費、通信運搬費、会議費（アルコール類等は支出対象外）、謝金、雑役務費等

(2) 試験研究費

① 設備備品費（原則として平成21年度のみ）

既存の施設・設備を十分活用していただくことを前提としていることから、日米研究交流に必須な設備のみを対象としています。

② 消耗品費

原材料、消耗品、消耗器材、薬品類等の調達に必要な経費です。

③ 謝金等

研究交流に参加する日本側研究者の給料、人材派遣等の人件費や講演依頼

謝金等に関わる経費です。

④ その他

解析費、ソフトウェア作成費、設備の賃貸料（リース又はレンタル料等）、機材運搬費等、上記の費目に該当しない経費です。

4. 間接経費

間接経費は、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提として、研究交流費と試験研究費の合計の10%以下を原則として支出することができます。但し大学等において間接経費等の算定方式を規則等で定めている場合は、協議によりその算定方式を適用することができます。なお、間接経費は総予算額の内枠として計上してください。

5. 支出できない費目

以下に示す費目を支出することはできません。

- ① 建物等施設の建設、不動産取得に関する費用
- ② 研究交流の期間中に発生した事故・災害の処理のための費用
- ③ その他当該研究交流の実施に関連のない費用

IV 提案内容の採択

1. 採択手順

申請提案は、外部の複数の専門家等の協力を得て、書類審査等を行い、NSFと確認調整後、その結果に基づいてJSTは採択提案を選定いたします。

2. 審査に当たっての主な基準

審査は、主に下記の項目について行います。

- ① 制度の主旨及び対象分野への適合性
提案内容は制度の主旨及び対象分野に合致したものであり、且つ当該研究の基盤が整備されていること
- ② 研究代表者の適格性
研究代表者は提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験を有してお

り、当該事業での支援期間中に継続して研究交流を円滑に推進できること

③ 計画の妥当性

計画は適切な研究交流実施体制、実施規模であること

④ 研究交流の有効性

相手国との活発な研究交流が行われ、さらに当該研究交流によって以下の何れかが期待できること

- a. 当該分野の新しい知の創造による画期的な科学技術の進展または新分野の開拓
- b. 相手国との研究交流において中心的役割を果たし得る研究者の育成
- c. 当該事業を端緒とした相手国との研究交流の持続的な発展

⑤ 現在の研究活動

提案の研究活動が、日本と米国において既に進行中の研究を強化し、さらに付加的な価値を創造する共同研究であること

3. 結果の通知

選定の結果については、平成21年12月頃に、採否にかかわらず、ご本人に通知することを予定しています。

V 日本側応募者の責務

1. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。（実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められないことがあります。）

このため、下記様式ページの様式に基づいて契約予定日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に報告書が提出されていることが必要です。

【URL】

http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/08191222/001.htm

JSTは、報告書が提出されていることを確認した上で、契約を締結いたします。

ただし、平成21年4月以降、既に、別途の事業の応募等に際して報告書を提出している場合は、今回新たに報告書を提出する必要はありません。その場合は、申請にあたり、「実施状況報告書は○年○月○日に提出済み」である旨の書面（様式自由）を同封してください。

また、平成23年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成22年秋頃に、再度報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいは独立行政法人科学技術振興機構からの周知等に十分ご留意ください。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みま

す）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

2. 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜機構の様式ページにおいて公開します。

3. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの政府研究開発データベース*への情報提供等

文部科学省が管理運用する府省開発共通研究管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。

* 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

4. 不合理な重複・過度の集中

不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。（また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。）

V I 採択後の研究代表者等の責務等

提案内容の採択の決定を受けた研究代表者及び所属する大学等は、国際研究交流の実施及び提供される支援費の執行に当たって、以下の点を守っていただきます。

1. 年度毎の進捗報告

研究代表者は毎年度終了後速やかに研究交流の進捗状況報告を、及び研究代表者の所属する大学等は支援費の経理報告を J S T に提出していただきます。

2. 終了報告

研究代表者は国際研究交流期間が終了した時に期間内に実施した研究交流の終了報告を、速やかに J S T に提出していただきます。この終了報告には、全体概要（A4 で 5 枚以内）を含めてください。

なお、研究交流の成果を学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表内容の別刷り等を添付して下さい。

V I I 日本側研究者への注意事項

(1) 安全保障貿易管理に伴う各種規制

研究機材の輸出のみならず、技術データや技術支援については、輸出規制の対象となることがありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】

「経済産業省」ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

(抜粋)

「近年、我が国の重要な先端技術情報が海外へ不用意に流出し我が国の産業競争力等に影響を及ぼしているとの指摘や報道等が数多く見受けられます。他方、安全保障貿易管理の観点からも、不注意な技術の漏えいにより、大量破壊兵器等の開発、製造又は使用に係る技術が懸念国やテロリストに渡れば、我が国や国際社会の平和及び安全の維持に多大な影響を及ぼしかねないため、安全保障上の機微な技術を保有する者には、慎重な対応が求められます。」(同URLに掲載の「安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイダンス(平成20年1月)」より抜粋)

なお、相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令にも従ってください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等(生物多様性条約、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書)の批准の有無、コンプライアンス状況等について、あらかじめ十分な確認をお願いします。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、下記ホームページをご参照ください。

【参考】

「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

<http://www.mabs.jp/index.html>

“Convention on Biological Diversity” ホームページ

<http://www.cbd.int/>

(2) 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご留意ください。

- 1) ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- 2) 特定胚の取扱いに関する指針(平成13年文部科学省告示第173号)
- 3) ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(平成19年文部科学省告示第8

7号)

4) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）

5) 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）

6) 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成10年厚生科学審議会答申）

7) 疫学研究に関する倫理指針（平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号）

8) 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号）

9) 臨床研究に関する倫理指針（平成20年厚生労働省告示第415号 平成20年7月31日改訂、平成21年4月1日施行）

10) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記のURLをご参照ください。

【参考】

「文部科学省」ホームページ『生命倫理・安全に対する取組』

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.html

(3) 各種サンプルや試料の取り扱い

研究計画上、相手国におけるサンプルや試料を必要とする研究又は調査を含む場合は、生物資源等の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

(4) 人権及び利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

(5) 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

(6) 研究者の安全に対する責任

本事業の研究交流期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、J S Tは一切の責任を負いません。

(7) 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の研究交流から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

日本側の申請者は質問や様式に関して、以下のアドレスに直接お問い合わせください。

「お問い合わせ・申請書類の送付先」

〒102-8666

東京都千代田区四番町5番地3

独立行政法人 科学技術振興機構 国際部

戦略的国際科学技術協力推進事業担当

波羅 仁、山村 将博、田中 哲治 宛

電話 03-5214-7375 FAX 03-5214-7379

E-mail : sicpusa@ist.go.jp

日本側応募者への追加的注意事項

I. e-Radシステムの操作方法に関する問い合わせ先

本制度・事業に関する問い合わせは、従来通り国際科学技術部事業実施担当にて受付けます。システムの操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受付けます。戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページおよびシステムのポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページ：

<http://www.jst.go.jp/inter/index.html>

○ポータルサイト：

<http://www.e-rad.go.jp/>

（問い合わせ先一覧）

制度・事業に関する問い合わせおよび提出書類作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	戦略的国際科学技術協力推進事業 国際科学技術部 事業実施担当 波羅・山村・田中	03-5214-7375（直通） 03-5214-7379（FAX） sicpusa@jst.go.jp
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク	0120-066-877 （受付時間帯） 午前9：30～午後5：30 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年末年始（12月29日～1月3日）を除く

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

（2）システムの使用に当たっての留意事項

① システムによる応募

システムによる応募は、平成20年1月より稼働の「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」にて受付けます。

操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

② システムの利用可能時間帯

(月～金) 午前6：00から翌午前2：00まで

(日曜日) 午後6：00から翌午前2：00まで

土曜日は運用停止とします。なお、祝祭日であっても上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

③ 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、所属する研究機関は応募時までに登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

④ 研究者情報の登録

研究課題に応募する研究代表者および研究に参画する研究分担者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。なお、文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されている研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。

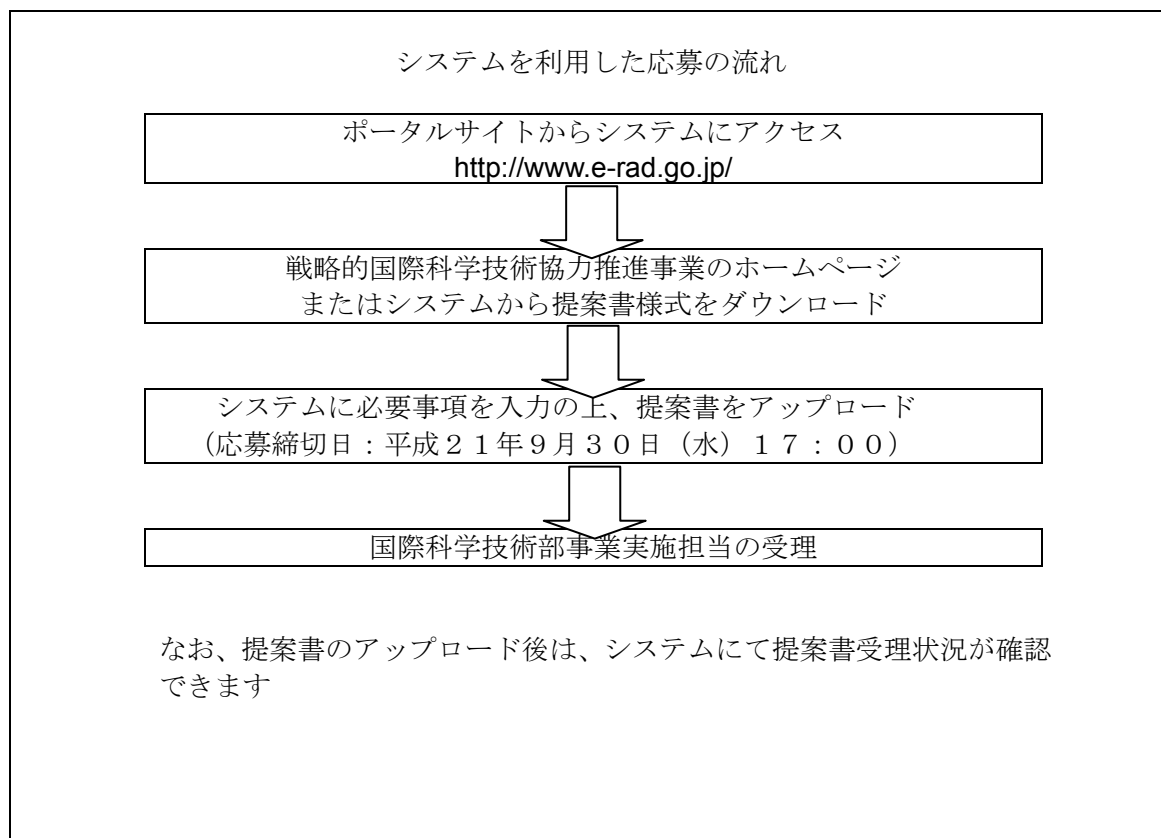
所属研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きはポータルサイトを参照してください。

⑤ 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・

独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報提供を含む）する他、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を經由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

（３）システムを利用した応募の流れ



（４）提案書類の注意事項

ポータルサイト	http://www.e-rad.go.jp/
提出締切	平成21年9月30日(水) 17:00
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ システムを利用の上、提出してください。 システムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。 ・ 制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。 ・ 応募書類様式のダウ ・ 提案書類（アップロードファイル）はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式にて作成し、応募してください。Word、一太郎、PDFのバージョン

<p>ンロード</p>	<p>ョンについては、操作マニュアルを参照してください。</p>												
<p>・ファイル種別</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、操作マニュアルの操作方法を参照してください。 												
<p>・画像ファイル形式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アップロードできるファイルの最大容量は下表の通りです。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。 												
<p>・ファイル容量</p>	<table border="1" data-bbox="491 618 959 882"> <thead> <tr> <th>ファイル</th> <th>最大サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募</td> <td>3 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>交付・委託契約手続き</td> <td>1 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>成果概要</td> <td>3 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>成果報告書</td> <td>5 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>実績・完了報告書</td> <td>1 Mbyte</td> </tr> </tbody> </table>	ファイル	最大サイズ	公募	3 Mbyte	交付・委託契約手続き	1 Mbyte	成果概要	3 Mbyte	成果報告書	5 Mbyte	実績・完了報告書	1 Mbyte
ファイル	最大サイズ												
公募	3 Mbyte												
交付・委託契約手続き	1 Mbyte												
成果概要	3 Mbyte												
成果報告書	5 Mbyte												
実績・完了報告書	1 Mbyte												
<p>・提案書アップロード</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換します。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、操作マニュアルを参照してください。 <p><所属研究機関を経由する場合> 研究者が所属研究機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。 所属研究機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、所属研究機関へ修正したい旨を連絡してください。</p>												
<p>・提案書アップロード後の修正</p>	<p><所属研究機関を経由しない場合> 研究者が配分機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。 配分機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、国際科学技術部へ修正したい旨を連絡してください。</p>												
<p>・受付状況の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、所属研究機関まで至急連絡してください。所属研究機関に所属していない研究者は、ヘルプデスクまで連絡してください。 ・ 提案書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。 												